

凡 例

1. この一覧表は、「中津市契約規則施行細則（昭和62年3月27日中津市告示第39号）」に基づき格付し、又は認定した資格を記載したもので、その資格は令和7年5月20日から令和8年3月31日まで有効とする。
ただし、令和8・9年度の資格審査申請書を提出した者については、その申請に係る認定及び決定の日までその者の資格は引続き有効とする。
2. 中津市内に本店を有する者、大分県内に本店を有するもの、大分県外に本店を有するものに分け、50音順に記載した。
3. 土木、建築、電気、管及び舗装以外の専門工事（左官、板金、塗装、機械器具設置工事等）については、等級別の競争入札参加区分を設けなくて、資格のみ決定した。（業種名は次の略号で表示）

土木一式工事	土	鋼構造物工事	鋼	熱絶縁工事	絶
建築一式工事	建	鉄筋工事	筋	電気通信工事	通
大工工事	大	舗装工事	舗	造園工事	園
左官工事	左	しゅんせつ工事	しゅ	さく井工事	井
とび・土工・コンクリート工事	と	板金工事	板	建具工事	具
石工事	石	ガラス工事	ガ	水道施設工事	水
屋根工事	屋	塗装工事	塗	消防施設工事	消
電気工事	電	防水工事	防	清掃施設工事	清
管工事	管	内装仕上工事	内	解体工事	解
タイル・れんが・ブロック工事	タ	機械器具設置工事	機		

4. 一般建設業の許可を受けている業種については「般」、特定建設業の許可を受けている業種については「特」と、それぞれ業種欄に表示した。
5. 商号又は名称、代表者、所在地、組織変更、廃業又は抹消等、記載事項に変更があったときは、適宜変更届を提出すること。

公表にあたって

入札・契約手続きの透明性の一層の向上を図り、その公正さを確保する観点から「格付結果・資格の認定結果」については、これまで窓口での公表を行ってきたところですが、平成29年度よりホームページにて公表することとしました。

閲覧にあたっては次の点にご留意願います。

記

1. 一覧表の利用について

この一覧表は「中津市契約規則施行細則（昭和62年3月27日中津市告示第39号）」に基づき格付し、又は認定した資格を記載したものです。

なお、上記の施行細則において、「格付する等級は、当分の間、大分県の格付けした等級によるものとする。」としているため、大分県の「令和6・7年度の建設工事入札参加資格の決定に関する格付け基準」に基づき格付したものです。

当該格付は、中津市が工事を発注するにあたって、便宜上、工事の種類及び金額に応じて格付したものであり、申請者の社会的評価を明示したものではありません。ご利用にあたりましては、この点を十分ご理解願います。

2. 主観点数及び総合点数の公表について

土木、建築、電気、管及び舗装の5業種については、大分県の「令和6・7年度の建設工事入札参加資格の決定に関する格付け基準」における主観点数及び総合点数を公表しています。

3. 一覧表に使用する文字の取扱いについて

今回、申請のありました「JIS規格水準」以外の文字は、できる限り字面の近い「JIS規格水準文字」に置き換えて印字していますのでご了承下さい。

4. 建設工事入札参加資格の決定に関する格付け基準の見直しについて

来年度以降も引き続き、適正な施工の確保、技術力重視や企業の社会的役割の観点から、格付基準及び主観点数の算定基準の見直しが大分県にて検討されています。